農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第三条第二項及び大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令第一条第二項の農林水産大臣が定める書類

農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第三条第二項及び大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令第一条第二項の農林水産大臣が定める書類は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事項が記載された書類

イ　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号。以下「法」という。）第十条第二項第四号に規定する復興整備事業（当該復興整備事業を実施するため、農地を農地以外のものにし、又は農地を農地以外のものにするため当該農地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに限る。以下「特定復興整備事業」という。）の名称及び地区名並びにその実施主体

ロ　特定復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地の所在、地番、地目及び面積

ハ　特定復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地の転用によって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

ニ　特定復興整備事業に係る農地法第五条第一項の許可に係る次に掲げる事項

(1)　当該許可に係る権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2)　当該許可に係る土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

(3)　当該許可に係る権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

二　次に掲げる書類

イ　特定復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書

ロ　特定復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

ハ　特定復興整備事業の実施主体が法第十条第三項に規定する特定被災市町村等以外の者である場合にあっては、当該特定復興整備事業の資金計画

ニ　特定復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）

ホ　その他参考となるべき書類

附　則

この告示は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

○農林水産省・国土交通省告示第三号

農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年農林水産省・国土交通省令第二号）第一条及び大規模災害からの復興に関する法律第十二条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令（平成二十五年内閣府・農林水産省・国土交通省令第一号）第一項の規定に基づき、農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第一条及び大規模災害からの復興に関する法律第十二条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類を次のように定める。

平成二十五年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第一条及び大規模災害からの復興に関する法律第十二条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類

農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条及び大規模災害からの復興に関する法律第十二条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令（以下「命令」という。）第一項の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類は、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号。以下「法」という。）第十二条第二項又は第三項の規定により復興計画に記載しようとする次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しの区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年内閣府令第五十一号）第三条第二項又は規則第一条若しくは命令第一項の規定により、当該各号に定める書類の記載事項に相当する事項が、当該復興計画又は規則第一条の法第十二条第一項各号に定める事項を記載した書類若しくは命令第一項の法第十二条第三項各号に掲げる事項を記載した書類に記載されている場合には、当該相当する事項を当該各号に定める書類の記載事項とみなすことができる。

一　法第十二条第一項第一号に掲げる変更　同号に定める事項の内容を記載した書類

二　法第十二条第一項第二号に掲げる指定、変更又は廃止　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第二条第二項各号に掲げる図書に相当する図書

三　法第十二条第一項第三号に掲げる決定又は変更　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十四条第一項の総括図、計画図及び計画書に相当する図書

四　法第十二条第一項第四号に掲げる変更　同号に定める事項を市町村、大字、字、小字及び地番、平面図等により明示して記載した書類

五　法第十二条第一項第五号に掲げる変更　同号に定める事項を大字、字、小字及び地番、平面図等により、農用地区域については当該農用地区域に含められる土地と当該農用地区域に含められない土地との区別が、農用地区域内にある土地の農業上の用途区分については用途区分を定められる土地が、当該用途区分ごとに明らかとなるように記載した書類

六　法第十二条第一項第六号に掲げる変更　同号に定める事項の内容を記載した書類

七　法第十二条第一項第七号に掲げる指定又は解除　同号に定める事項の内容を記載した書類

八　法第十二条第一項第八号に掲げる指定、変更又は指定の取消し　同号に定める事項の内容を記載した書類

附　則

この告示は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

○農林水産省・国土交通省・環境省告示第一号

農林水産省・国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年農林水産省・国土交通省・環境省令第一号）第一条及び第二条の規定に基づき、農林水産省・国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第一条及び第二条の農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類を次のように定める。

平成二十五年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃